

行田市 鴻巣市 北本市

ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書

行田市、鴻巣市、北本市は、ごみ処理広域化の推進に関する基本的事項について、
下記のとおり合意する。

記

1 ごみ処理広域化の枠組み

行田市、鴻巣市、北本市で、共同して一部事務組合を設立し、ごみ処理を行う。

2 ごみ処理施設の建設地

ごみ処理施設の建設地は、鴻巣市内とする。

3 ごみ処理広域化協議会設立準備会の設立に向けた事務局

事務局は、鴻巣市環境産業部ごみ処理広域化準備室内に設置する。

4 補 則

本合意書に定めのない事項、及び本合意事項について疑義が生じたときは、行田市、
鴻巣市、北本市で協議のうえ、決定するものとする。

この基本合意の証として、本書3通を作成し、行田市、鴻巣市、北本市において
署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年5月7日

行田市本丸2番5号

行田市

行田市長

工藤正司



鴻巣市中央1番1号

鴻巣市

鴻巣市長

原口和久



北本市本町1丁目111番地

北本市

北本市長

石津賢治

